

令和8年度福島市「広告入り戸籍届書」寄附希望者募集要項

令和8年8月5日 福島市市民課

福島市では、広告入り戸籍届書（婚姻届書と出生届書）の無償提供（寄附）をしていただける事業者を募集します。

◎寄附希望者の応募資格

- 「福島市広告入り戸籍届書の寄附に関する要綱」等を遵守して届書の製作が可能な事業者(法人その他の団体)であること。
- 市税の滞納がないこと。
- 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。
- 暴力団員等または暴力団関係事業者でないこと。

◎広告入り戸籍届書の仕様等

(1) 規格

A3判 4色フルカラー（色数は増やすことも可能）

- ・届出案内説明（記載例を含む）、提出用記入用紙（届出書）及びご本人記念保存用控のセット
- ・福島市が希望する書式で対応ができること。
- ・福島市が希望する記載例、記載時の注意事項及び届出についての案内事項（A3判1ページ程度）が掲載できること。
- ・納品は1つ折り（内折り）すること。

(2) 届書の数量

出生届 2,500部

婚姻届 2,500部 計5,000部（年間）

(3) 届書の使用期間

使用期間は、市が納入を受けた日から1年間とする。

※納入数の全部を使用した時点で終了とします。ただし、使用期間中に年間納入部数を超えて届書の作成が必要と判断された場合は、本市と実施業者双方により協議・合意があった場合に限り、使用期間を変更、追加の届書作成・納入を可とします。

※市と寄附者の協議により合意に至った場合は、1度に限り当初の使用期間から1年間を限度として使用期間の終期を延長できるものとします。

(4) 広告料

本市に対する広告料は無料とします。

(5) 届書作成等に係る経費

下記の経費については、事業者の負担とします。

① 届書の企画、編集、印刷、製本及び納品に関する業務

② 掲載広告主募集に関する業務

*上記は1年間の使用見込み枚数です。使用期間中これを超える枚数が必要となった場合は、追加寄附をお願いすることがあります。

(6) 掲載広告規格

① 広告の掲載面積は、記載例の裏面面積のA3判1枚程度とします。

② 広告枠数は複数の掲載を可とし、色数は任意とします。

③ 広告枠内に広告主の企業名（実施事業者名）と連絡先電話番号等問合せ先を表示してください。

④ 届書に「この届書は、広告主の協賛により寄附されたものです。広告主や広告内容については、福島市が推奨するものではありません。」と表示すること。

⑤ 届書には、市の名称、所在地、市章などを印刷していただきます。

⑥ 広告主となるには、市税等の滞納がないことが条件です。事業者は掲載する広告主から確認同意書を受領し、市に提出し、市側にて届書様式校了前に滞納がないことを確認します。

*掲載内容、位置、デザイン等の詳細は、寄附決定後に改めて協議・調整します。

○設置場所

・市民課、16支所、茂庭出張所、大波出張所、西口行政サービスコーナー 合計20ヶ所

○納品期限

・原則として令和9年2月26日（金）までに納入すること。その他状況により別途協議とする。

※以後は、市民課からの指示により、随時納入してください。（協議可）

○ 納入場所

福島市役所市民・文化スポーツ部市民課及び設置場所窓口

◎広告主及び広告内容の基準等

福島市広告入り戸籍届書の寄附に関する要綱及び同広告掲載基準に従うこと。

◎募集期間・提出書類等

令和8年8月17日(月)から令和8年8月28日(金)まで（必着）

1 募集期間等スケジュール

内容	期日・期間等
公募の開始	8月5日（水）
参加申込募集期間	8月17日（月）～8月28日（金）
選定委員会	9月1日（火）～9月10日（木）
選定結果通知	9月17日（木）予定
協定締結	9月30日（水）予定

2 提出書類

(1) 福島市広告入り戸籍届書寄附申込書(様式第1号)

添付1 商業・法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書

添付2 会社概要(パンフレット、近年の市町村への納入実績等)

添付3 直近の市区町村民税完納証明書(所在地が福島市以外にある場合)

添付4 届書見本(出生届3種、婚姻届3種を各5枚ずつ計30枚)

この見本は選考に使用します。

※商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)および市区町村民税完納証明書は発行の日の翌日から起算して3か月以内のもの。

(2) 福島市広告入り戸籍届書寄附申込に係る申告書(様式第2号)

(3) 企画提案書(様式第3号)

(4) 上記提出書類(1)～(3)((1)添付1～4を含む)の写し(コピー)4部

※後日提出する者

3 提出方法および提出場所

上記2 提出書類を持参又は郵送により下記に提出してください。

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市市民・文化スポーツ部 市民課戸籍係

*ファクスやメールによる提出は受付しません。

*福島市広告入り戸籍届書寄附申込書及び寄附申し込みに係る申告書の様式は、市民課に備え付けのほか、市ホームページからダウンロードできます。

*持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に持参してください。

*提出に要する費用は応募者負担とします。

*提出された書類は返却しません。

◎寄附採納の決定方法等および決定通知予定日

1 福島市広告入り戸籍届書の寄附に関する要綱第6条の規定に基づき、提案内容等を総合的に評価し、事業者を決定します。

*審査の経緯は公表しません。

*審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

2 応募結果については、すべての申込者に対し文書で通知します。

3 決定通知予定日 令和8年9月17日(木)

◎協定書の締結

寄附することが決定した事業者(以下「寄附決定者」という。)は、当該決定の通知を受けた後、速やかに福島市と協定書を取り交わしてください。

協定書の様式は市が別途提示します。

◎広告入り戸籍届書の製作

1 寄附決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の届書の仕様について提案し、福島市の承認を受けてください。

2 前号の承認に当たり、届書の仕様について修正・削除等を求める場合があります。

3 寄附決定者が届書の仕様の承認を受け印刷しようとするときは、校正原稿を確認させていた

だきます。

- 4 届書に掲載する広告の依頼主は、市税等の滞納がないことが届書への広告掲載の条件です。寄附決定者は、広告主に市が定める様式による同意書を取りまとめ、市に提出してください。市が市税等の滞納がないことの確認を行います。なお、市税等に滞納がある場合は広告を掲載することができませんので注意してください。

◎注意事項

- 1 寄附希望者は、この募集要項、福島市広告入り戸籍届書の寄附に関する要綱及び同広告掲載基準を確認の上、応募してください。
- 2 広告入り届書は、市民等が自由に利用するものであり、市が利用を義務付けているものではありません。
- 3 業務では、原則として受け入れた広告入り戸籍届書を使用しますが、用途により広告なしの届書を使用する場合があります。
- 4 質疑及び回答

本募集における質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）にて令和 8 年 8 月 19 日（水）までに、電子メール（市民課メールアドレス simin@mail.city.fukushima.fukushima.jp）にて市民課へ問い合わせをしてください。

なお、件名は「福島市オリジナル出生届婚姻届 質疑提出（社名）」とし、メール送信後にすみやかにメール到着の有無を電話で市民課（TEL：024-525-3733）に連絡をしてください。

- (2) 質疑に対する回答については、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで回答します。

◎ その他

この要項は、福島市広告入り戸籍届書の寄附に関する要綱に基づき、福島市市民課や各支所等で使用する広告を掲載した届書の寄附希望者を公募するに当たり、募集の取扱いに関し必要な事項を定めるものです。

<問い合わせ先>

福島市市民・文化スポーツ部 市民課 戸籍係

[TEL:024-525-3733](tel:024-525-3733)／FAX:024-528-2454

E-mail: simin@mail.city.fukushima.fukushima.jp